

第5章 労働争議の調整

第1節 概況

令和7年中の調整事件係属件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請が2件あった。

最近5年間の調整事件取扱状況

(単位：件)

区 分		年	3	4	5	6	7
係属件数	前年繰越				1		
	新規	あっせん	1	1			2
		調停					
		仲裁					
		計	1	1			
	合計		1	1	1	0	2
終結件数		1		1	—	2	
翌年繰越			1				

これらの事件の内容を項目別にみると、次のとおりである。

1 月別件数

過去5年間の新規申請事件を月別にみると、1月、10月、11月、12月が各1件となっている。

月別件数（新規）

（単位：件）

年 月	3	4	5	6	7
1					1
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					1
11	1				
12		1			
計	1	1	0	0	2

2 申請者別件数

過去5年間の新規申請事件を申請者別にみると、4件とも組合申請である。なお、使用者申請、並びに、組合及び使用者からの双方申請は、1件もなかった。

申請者別件数（新規）

（単位：件）

年 申請者	3	4	5	6	7
組合	1	1			2
使用者					
双方					
計	1	1	0	0	2

3 調整事項別件数

係属事件を調整事項別にみると、次表のとおりである。

調 整 事 項 別 件 数

(単位：件)

調整事項		年				
		3	4	5	6	7
組合承認・組合活動						
協約締結・全面改訂						
協約効力・解釈						
賃 金 等	賃 金 増 額					
	一 時 金					
	諸 手 当					
	その他の賃金に関するもの	1				2
	退職一時金・年金					
	解雇・休業手当					
給 与 以 外 の 労 働 条 件	休 日 ・ 休 暇					
	定 年 制					
	その他の労働条件	1				
経 営 又 は 人 事	事業休廃止・縮小					
	人 員 整 理					
	配 置 転 換	1				
	解 雇					
	その他の経営・人事	1	1	1(1)		
福 利 厚 生						
団 交 促 進			1	1(1)		
そ の 他						
計		4	2	2(2)	0	2

[注] 1 ()内は、前年繰越分で内数。

2 調整事項が複数の場合もあるので、事件数とは一致しない。

4 終結区分別件数

係属事件を終結区分別にみると、次表のとおりである。

終 結 区 分 別 件 数

(単位：件)

区 分		年		3	4	5	6	7
係属状況	前年繰越分					1		
	新規分	1	1					2
	計	1	1	1	0			2
終結状況	解 決	案提示						1
		その他						
		計						1
	取 下 げ							
	規 65 II (不 開 始)	1						
	打 切 り			1				1
	不 調							
	計	1	0	1	0			2
	解決率(%)	0	—	0	—			50
翌年繰越分		1						

[注] 1 []は調停の件数(内数)であり、他はあっせんである。

2 解決率=解決件数/(終結件数-取下件数-規65II件数)×100

5 調整所要日数別件数

調整所要日数は、あっせん員等の調整員指名から終結までの日数であるが、1件当たりの平均所要日数は、34.5日である。

調 整 所 要 日 数 別 件 数

(単位：件)

所要日数 \ 年	3	4	5	6	7
5日まで					
6日から10日まで					
11日から20日まで			1		
21日から30日まで					
31日から50日まで					2
51日以上					
調整員指名なし	1				
計	1	0	1	0	2
1件当たり平均所要日数	—	—	15.0	—	34.5
翌年繰越		1			

6 業種別件数

新規申請事件を業種別にみると、「医療、福祉業」、「サービス業」が各1件となっている。

なお、過去5年間では、「医療、福祉業」が2件、「情報通信業」と「サービス業」が各1件となっている。

業 種 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

業 種 \ 年	3	4	5	6	7
農 林 漁 業					
鉱業，採石業，砂利採取業					
建 設 業					
製 造 業					
衣服その他の繊維製品製造業					
一般機械器具製造業					
その他の製造業					
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業					
情 報 通 信 業		1			
運 輸 業 ， 郵 便 業					
道路旅客運送業					
道路貨物運送業					
運輸に付帯するサービス業					
卸 売 業 ， 小 売 業					
金 融 業 ， 保 険 業					
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業					
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業					
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業					
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業					
教 育 ， 学 習 支 援 業 (自 動 車 教 習 所 を 含 む)					
医 療 ， 福 祉 業	1				1
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業	1				1
複 合 サ ー ビ ス 事 業					
サ ー ビ ス 業					1
公 務					
分 類 不 能 の 産 業					
計	1	1	0	0	2

〔注〕業種は日本標準産業分類に基づき分類。

第2節 調整事件一覧表

事件 番号	業 種	調整 区分	申 請者	申 請 年月日	調整事項	調整員	指 名 年月日	所 要 日 数	終 結		調 整 回 数
									年月日	区分	
7年 第1号	福祉業	あ っ せ ん	労	7. 1. 31	法定休日の特 定、割増相当 分の遡及支給	(公)村田 (労)長岡 (使)八塚	7. 2. 14	32	7. 3. 17	解決	1
7年 第2号	サービ ス業	あ っ せ ん	労	7. 10. 23	2025年7～8 月の会社都合 による休業の 賃金支払い	(公)村田 (労)岡 (使)永野	7. 11. 5	37	7. 12. 11	打切り	1

第3節 調整事件の概要

○令和7年調整第1号争議あっせん事件

1 当事者

(1) 組合

A労働組合

組合員数 12人

(2) 使用者

株式会社B

従業員数 1400人

業種 福祉業

2 申請状況及び終結状況

令和7年1月31日 労組申請

令和7年3月17日 解決

3 あっせん員及び指名年月日

(公) 村田 毅之 (労) 長岡 英樹 (使) 八塚 洋

令和7年2月14日 指名

4 調整事項

法定休日の特定、割増相当分の遡及支給

5 申請に至るまでの概要

A労組は、法定休日の設定等を求めて団体交渉を重ねたが、B社は、法令上も運用上も問題ないとして応じなかったため、法定休日の特定とこれに伴う割増賃金相当分の遡及支給を求めて、令和7年1月31日にあっせん申請を行った。

6 終結に至るまでの経過

A組合は、法定休日を前もって特定することを改めて主張し、就業規則において「法定休日に就業した場合には休日出勤手当（中略）を支給すると定めていることについて、会社の主張に従えばこれが適用される場面はなく、矛盾がある」との認識を示した。

これに対して、B社は、就業規則の定めと運用の実態に乖離があるとの指摘を受け、「改正の必要性がある」との認識を示した。

一方で、「シフトは利用者の都合により直前で変更されることが多く、その場合、利用者の負担が増えたわけでもシフト調整の見通しがつかない不利益を被ったわけでもないため、割増賃金を支払う理由がない」と主張。

あっせん員から、「利用者都合ではなく会社の都合でシフトが変更される場合も想定されるが、そういった場面では、割増賃金を支払う理由があるといえるのではないか」と指摘したところ、B社は、「その場面では割増賃金を支払うことに異議はない」との認識を得た。そのため、あっせん員から、会社都合によりシフト上休日とされていた日に出勤した場合には割増賃金を支払う制度の創設を提案したとこ

ろ、B社は、「前向きに検討する」と回答した。更に、あっせん員から、その内容を協定書に盛り込むことを提案したところ、労使双方が了承したため、協定書を作成し締結した。

○令和7年調整第2号争議あっせん事件

1 当事者

(1) 組合

C労働組合

組合員数 32人

(2) 使用者

株式会社D

従業員数 13人

業種 サービス業

2 申請状況及び終結状況

令和7年10月23日 労組申請

令和7年12月11日 打切り

3 あっせん員及び指名年月日

(公) 村田 毅之 (労) 岡 美由紀 (使) 永野 彰子

令和7年11月5日 指名

4 調整事項

2025年7～8月の会社都合による休業の賃金支払い

5 申請に至るまでの概要

人材派遣会社であるD社に登録して働いていた派遣社員であるE氏が、契約終了後に申請者である組合に加入し、組合からD社に対して団体交渉を申し入れた後、D社が団体交渉に応じず話ができないとして、金銭解決を求めて、令和7年10月23日にあっせん申請を行った。

6 終結に至るまでの経過

C労働組合は、次のとおり主張した。

- ・派遣先①で社員からのセクハラに遭い、相談したが改善されなかった。また、派遣先①の店長から「明日から来なくていい」と言われ、派遣元であるD社担当者F氏もそれに従い、その発言の翌日には次の派遣先を提案した。

- ・次の派遣先の労働条件について、F氏は組合員が障がいのある息子の送迎のため10時以降でなければ出勤できないことを把握していたが、9時出勤の派遣先②を紹介した。組合員は派遣先②の見学の際等にもその旨繰り返し伝えたが、F氏は融通が利くからと言って派遣先②との9時出勤の契約を強引に進めた。その結果、継続して勤務できなかったのはD社の責任である。

- ・会社都合の派遣契約解除であり、適当な派遣先のあっせんや確保もできなかった

のであるから、派遣元は厚生労働省の指針に従い、組合員が働けなかった期間の休業手当を支払うべきである。

一方、D社は、次のとおり主張した。

- ・派遣社員であったE氏からセクハラの相談はあったものの、加害者の特定ができないとのこともあり、派遣先にも伝えないでほしいという本人の意向もくんで全体的な注意にとどめた。また、派遣先店長に確認したところ、「来なくていい」というような発言はなく、E氏が自ら人間関係の問題を理由に出勤しなくなった。

- ・次の派遣先については、担当者と共に派遣先を見学し、条件通知書の内容を一字一句説明したうえで、E氏はサインして契約した。一度合意した条件であるので、契約開始後に10時からでないと言えないと出勤できないと言って継続勤務しなかったとしても、当社の対応に問題はなかった。

D社は、組合が主張するような事実は確認できず、適切に対応して責任を果たしており、解決金等の支払には応じられないとし、双方の主張の隔たりが大きく、合意に至らず、打切りにより終結した。

第4節 労働争議の実情調査

1 概況

実情調査は労働関係調整法第37条に基づき争議予告のあった事件について実施している。この1年間の調査件数は23件で、労働争議の解決により調査を終結した。

2 実情調査一覧表

番号	事 件 名	争 議 事 項	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日
1	敬愛会 久米病院	賃上げ等	7.2.21	7.5.7
2	清和会 和ホスピタル	〃	7.2.21	7.4.1
3	真光会	〃	7.2.21	7.4.9
4	財団新居浜病院	〃	7.2.21	7.5.15
5	十全会 十全ユリノキ病院	〃	7.2.21	7.4.28
6	八幡浜医師会立双岩病院	〃	7.2.21	7.4.24
7	伊予商運	〃	7.2.21	7.4.16
8	創精会	〃	7.3.6	7.3.27
9	真光会	夏季一時金等	7.4.30	7.4.9
10	敬愛会 久米病院	〃	7.5.23	7.6.25
11	財団新居浜病院	〃	7.5.23	7.7.8
12	十全会 十全ユリノキ病院	〃	7.5.23	7.6.23
13	八幡浜医師会立双岩病院	〃	7.5.23	7.5.30
14	伊予商運	〃	7.5.23	7.7.9
15	創精会	〃	7.5.29	7.6.2
16	伊予商運	年末一時金等	7.10.24	7.12.11
17	敬愛会 久米病院	〃	7.10.24	7.11.25
18	清和会 和ホスピタル	〃	7.10.24	7.11.25
19	真光会	〃	7.10.24	7.12.11
20	財団新居浜病院	〃	7.10.24	7.12.9

番号	事 件 名	争 議 事 項	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日
21	十全会 十全ユリノキ病院	年末一時金等	7.10.24	7.11.28
22	八幡浜医師会立双岩病院	〃	7.10.24	7.11.19
23	創精会	〃	7.11.4	7.11.28